

「第 23 回補助事業に関する第三者委員会」議事録要旨

1. 日 時：平成 29 年 7 月 4 日（火）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 50 分まで
2. 場 所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館 6 階大会議室
3. 議 事：
 - (1) 第 22 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応
 - (2) 平成 28 年度事業の評価結果
 - (3) 施設整備事業の事後評価結果（平成 28 年度事後評価分）
 - (4) 平成 29 年度の補助事業の概要等
 - (5) その他
4. 出席委員：庄司委員、鈴木委員、永木委員、廣岡委員、増田委員
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構班：金澤課長補佐、古賀係長、生産局畜産企画課：富澤調査官、調整班 氏里課長補佐、生産局園芸作物課：価格班 児玉課長補佐、千葉係長
6. 機構出席者：宮坂理事長、近藤副理事長、薄井総括理事、小林総括理事、幸田理事、安井理事、神宮理事、石井理事、渡部監事、伊藤監事ほか
7. 開会、理事長挨拶等
樋口企画調整部長が開会を宣言した後、宮坂理事長が挨拶し、平成 28 年度において機構が実施した補助事業の概要等について説明した。
永木座長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。
8. 議事
議事（1）「第 22 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応」及び議事（2）について、「平成 28 年度事業の評価結果」を幸田理事から、「平成 28 年度畜産業振興事業の執行状況」及び議事（3）「施設整備事業の事後評価結果（平成 28 年度事後評価分）」を安井理事から、議事（4）「平成 29 年度の補助事業の概要等」を安井理事及び石井理事から、それぞれ資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

<質疑応答>

[議題（1）第 22 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応]

特に意見なし。

[議題（２）平成 28 年度事業の評価結果]

(鈴木委員)

牛、豚マルキンの発動基準の平均生産コストについては、どの程度の規模の農家を対象とした水準なのか。最近ギガファームが増えていることで、相当平均水準が上昇している。小規模層が対象外となる状況になっているのではないか。

(安井理事)

例えば牛マルキンの生産コストのうち一番大きいのは子牛価格で、約 6 割を占めるが、これは機構が毎月全国の家畜市場から情報収集している肉用子牛価格の平均をとっている。残り飼料費が 3 割、あと家族労働費等が生産コストを占めるが、これは農林水産省の畜産物生産費調査の数値をベースに算定している。27 年度については、調査客対数 296 のうち、100 頭未満が 87%とほとんどが小・中規模となっている。

(富澤調査官)

牛、豚マルキンの算定に使用される農林水産省の畜産物生産費調査は、家族経営を対象にしているため、ギガファームのような企業的な形態の経営体は対象になっていない。

(廣岡委員)

酪農ヘルパー事業では、学生の体験受入を行っているが、私の経験でも作業はかなりしんどい。アンケートをとる等でお互いに情報を共有できるようになっているのか。

(安井理事)

酪農ヘルパーは不足しており、学生の体験受入は重要と認識している。アンケート結果は、翌年度の事業実施に反映している。北海道では農協単位で受け入れており、上手にやっている。

(永木座長)

このヘルパー事業の利用日数について年々上昇してきているが、農水省としてはこれを大体何日くらいのところまで上昇させたいという目標のようなものはあるのか。

(富澤調査官)

今、政策目標の中に、酪農家の休日をどれぐらいとるかということについて設定はしてない。しかしながら、1 人当たり 2,000 時間／年を超える労働時間を削減するため、搾乳ロボットや自動給餌機といった機械の自動化を緊急的に支援する、通称楽酪事業を実施しており、そういったものを組み合わせながら労働時間の削減を推進していく考え。休日の確保については、酪農家の中で作業分担をしていただくとか、協業化、法人化等を進めながら休みをとっていただくということ、そのほかいわゆるクラスター事業の中で TMR センターやコントラクターの

支援、あと肉用牛の関係と絡んでくるが、キャトルステーションとかキャトルブリーディングセンターで、後継牛も含めて共同で育成していくような取組みなども支援しているところであり、総合的に取り組んでいきたいと考えている。

(永木座長)

数値目標を持つというのは難しいと思うが、考え方を整理していただいていたほうが良いと思う。

(庄司委員)

実際に酪農ヘルパーになった人の立場で考えたときに、常時仕事は回ってくるのか。

(安井理事)

酪農ヘルパーは、いろいろな雇用形態があり、一番多いのは酪農ヘルパー利用組合に所属するもの。ヘルパーは足りないぐらいなので、仕事は十分にある状況である。このほか、ヘルパーが足りないときに対応する臨時雇用の形態もある。

(増田委員)

野菜農業振興事業のうち、加工・業務用野菜生産基盤強化事業の事業目的は、生産コストの低減の取組と土層改良などの取組を一体的に行うということだが、こういったことは、例えば大規模な専業農家は皆さんやられている気もする。その中でこの補助事業の対象要件等はどういうものか実態を伺いたい。

(石井理事)

この事業は、輸入野菜に奪われている加工・業務用野菜のシェアを国産野菜で奪還するということを目的にしている。そういう観点から、輸入野菜との競合にさらされている品目を農水省の方でセレクトし対象としている。

また、業務用の産地となっただけのため、規模要件として、5戸以上の生産者が入っていること、面積は10ヘクタール以上という要件を設定し、これまで野菜を主体的にやっていないところで、新規に野菜に取り組むというようなところ、または、加工・業務用の産地として今後取り組むというようなところを対象に事業が仕組まれている。

(増田委員)

契約野菜収入確保モデル事業の目的は、契約取引される野菜の豊凶変動等が生産者等の経営に及ぼす影響を緩和するということだが、仮に凶作になったときに、契約相手に対してその契約の数量を出せないことによってマイナスを生じるようなときに補填するということになるのか。

(石井理事)

そのとおりである。契約取引において当初の予定収入が得られないときなどの収入減に対し、その一部補填をするというもの、数量を確保するための掛かり増しの費用を一部負担するもの、契約を履行するための出荷を促進する取り組みに補助するものの3つのタイプがある事業。

(鈴木委員)

牛肉・豚肉は、外食とか中食、総菜、弁当だと、国産は1割を切っているようなものも多い。国産の食肉を家庭用でないところに浸透させる工夫が必要だと思うが、野菜のように国産の加工・業務用食肉の安定供給を支援するような事業はあるのか。

(安井理事)

国産の食肉を、中食・外食といった業務用に使ってもらうため、末端のユーザーと卸売業者等が組んで新製品を開発するものについて、補助する事業がある。

(鈴木委員)

学校給食について何か支援はあるのか。

(安井理事)

学校給食は、値段の制約もあるが、国産の食肉を使った給食メニューの開発・普及などをやっている。

(永木座長)

資料3-2の生産基盤強化のための酪農経営支援総合対策事業や肉用牛経営安定対策補完事業について、素畜の価格が高騰したため、不用額が多かったとある。価格が高いとニーズがないということは分かるが、そのことでこの事業自体が要らないということにはならないのではないかと。価格高騰対策とセットでこの事業を実施するような工夫があっても良いのではないかと。

(安井理事)

当該資料には不用の主な理由を記載している。例えば肉用牛経営安定対策補完事業は、優良な繁殖牛を入れた場合に8万円の補助をしているが、それ以上に子牛価格が高騰したため、当初の計画どおり導入できなかった。そのため、子牛の高値の原因である、子牛の生産頭数を増やすために、例えば増頭のための畜舎を一部増築するとか、F1の雌の借り腹で子牛を生産し、分娩後のF1雌の肥育技術を普及する等の取組みを行っている。その他、国の事業だが、酪農であれば、雌雄判別精液などを活用して後継の雌牛を増頭する等の対策は別途行われている。

(永木座長)

平成28年熊本地震、台風第7号等による被害発生時の緊急対策について、粗飼料の手当てと施設の整備とあるが、簡易畜舎というのはどのくらいの耐用年数のものを作るのか。

(安井理事)

簡易ということで、誤解を生むかもしれないが、機構がやっている簡易畜舎というのは、木造やパイプの牛舎であれば500平米以下、鉄筋であれば200平米以下という広さの制限があるもの。簡易といっても、数年経過するとだめになるというようなものではない。

(富澤調査官)

熊本地震の対策を例に補足すると、国の方で震災対策の全体の枠組みを整理し

て、農畜産業振興機構に必要となる事業のお願いをしている。大きな畜舎を含む、現状復旧については、被災農家向け経営体支援事業で対応し、震災を契機に現状規模よりもさらに拡大することであれば、熊本地震等に対応した畜産クラスター事業により支援を行ったところ。農畜産業振興機構による簡易畜舎の対応については、畜舎が壊れて応急的に使用するとか、地割れや道路が途絶したということで、家畜を避難する必要がある、そのための避難用に簡易畜舎を整備するというような取組みを行うという仕分けで当時事業をやったものである。

[議題（3）施設整備事業の事後評価結果（平成28年度事後評価分）]

（鈴木委員）

食肉流通施設等設備改善支援事業において、農家の減少や病気の影響により投資効率が1を下回った件だが、病気による部分というのはある程度やむを得ない面もあるかと思う。病気による影響の部分とその他の要因というのは分けて、病気の要因がどの程度だったのかというようなことをチェックしておく必要があるのではないか。

（安井理事）

現地から資料を入手し、要因ごとの分析は試みたものの、うまくいかなかった。本件については、改善計画を出してもらったので、今後は、それに沿って県と毎年フォローアップを行っていききたい。また、当初見込んだ頭数を下回ったというのが今回の投資効率が1を超えなかった大きな要因なので、この設備の利用も含めて毎年県とは相談していききたい。

（増田委員）

多様な肉用牛経営実現支援事業において投資効率が1を下回ったものが新規参入者のための事業ということだが、今回、雌子牛を保留する経営を行ったことによって子牛の販売が減ったという、ある意味で長期的な戦略に基づいて経営をしているのに、この事業の目標に達しなかったというのは、制度と戦略にミスマッチがあるからなのか。逆に言うと、こういった戦略でやるためには、もっと別な形の補助事業がいいのか。

（安井理事）

この事後評価の仕組みは、当初補助事業を採択するときに費用対効果分析を行い、必ず効果が上回っているものを採択し、その後、ほかの事業は3年目だが、この事業だけは5年目に事後評価を行っている。昔は本事業についても3年目にやっていたのだが、3年だと繁殖経営はなかなか軌道に乗らないため5年に延ばしたという経緯もあり、5年間で一旦区切って、その時点で経営がどう回っているのか等を評価している。なお、本事業は27年度から国に移管された。

（増田委員）

本件については、事後評価を5年に延ばしたが、それでも更に長期的な戦略でやられているところということになるのか。

（安井理事）

そのとおりである。

(宮坂理事長)

事後評価に関する目標の評価の仕方というのも、来年から新中期計画が始まるので、国とよく議論しようと思っている。事業としてP D C Aを回すことも大事だが、事後評価が悪かったため、事業が縮小したりすることのないようにしなければいけない。異常要素をどうやって排除して考えるかというのも、評価の技術、精度を上げるという意味で検討していく問題だと思う。

(永木座長)

投資効率については、販売価格のトレンドによって数値が大きくなっていく。このため、価格補正するという手法もあったと思うが、やっているのか。

(安井理事)

過去に価格補正をやったのは、飼料代が高騰したときや、子牛価格が当初想定したよりもかなり下がった場合。ここ2～3年は、その辺の影響は緩和されたため補正は行っていない。

(永木座長)

短期的な影響要素は取り除くようなことがなされていると思うが、経営戦略の話については検討する余地が残されているように思う。

[議題（4）平成29年度の補助事業の概要等について]

(鈴木委員)

マルキンの事業について、T P Pが発効した場合には、補填率が9割とか、養豚の負担割合をマルキン並みに引き上げるというような話が決まっているが、E UとのE P A協定について、今後どうなるか分らないが、例えば養豚などについてT P PレベルのものをE Uと決めた場合には、これはT P Pのときに決まっていたような形にするということになるのか。

(富澤調査官)

今は交渉中なので、どうするかということについては決まっていない。お答えできるような状況ではない。

(宮坂理事長)

お答えできる状況ではないということを前提に話をすると、今のマルキンの法制化というのは、施行はT P P協定発効の日からとなっている。T P Pの影響を鑑み、協定の承認と関連法が去年の12月に国会を通過した。今回のE Uとの協定については、協定がどうなるか、また、影響がどの程度あるかもわからない現時点で対策について言及することはできないということだと思う。

(鈴木委員)

養豚の場合にT P Pレベルの内容をE Uにも同じように適用した場合、かなり安い冷凍豚肉が大量に入ってくる可能性もあると思うが、機構はどう考えているか。

(宮坂理事長)

今、交渉がどうなっているのか、EUの関心事項も含めて機構も分からないというのが正直なところ。

[議題(5) その他]

特に意見なし。

9. 閉会